

資料

洞爺湖町議会令和元年6月会議  
議案説明資料

洞爺湖町表彰条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(<u>功労表彰</u>)</p> <p>第3条 <u>洞爺湖町功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について、議会の同意を得て表彰を行う。</u></p> <p>(1) <u>社会福祉の向上に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>(2) <u>産業の振興又は経済の発展に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>(3) <u>保健衛生又は環境衛生の向上に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>(4) <u>労働福祉の向上に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>(5) <u>教育、文化及び体育の振興に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>(6) <u>地方自治の振興に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>(7) <u>上記に掲げるものと同等の功績があるもの</u></p>	<p>(<u>功労表彰</u>)</p> <p>第3条 <u>洞爺湖町功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について、議会の同意を得て表彰を行う。</u></p> <p>(1) <u>公益功労</u></p> <p>ア <u>社会福祉の向上に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>イ <u>産業の振興又は経済の発展に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>ウ <u>保健衛生又は環境衛生の向上に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>エ <u>労働福祉の向上に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>オ <u>アからエまでの分野に該当しないが、アからエまでに掲げるものと同等の功績があると認められるもの</u></p> <p>(2) <u>教育文化功労</u> <u>教育、文化及び体育の振興に尽力し、功績が顕著なもの</u></p> <p>(3) <u>自治功労</u> <u>地方自治の振興に尽力し、功績が顕著なもの</u></p>

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,300円とする。</u></p> <p><u>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,300円」とあるのは、「27,300円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「20,300円」とあるのは、「39,200円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則                      (平成27年度から平成30年度までにおける保険料率の特例)</p> <p>3 改正後の条例第5条第1項第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成30年度までの保険料率は同号の規定にかかわらず24,300円とする。</p>	<p>附 則                      (平成27年度から平成32年度までにおける保険料率の特例)</p> <p>3 改正後の条例第5条第1項第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成32年度までの保険料率は同号の規定にかかわらず24,300円とする。</p>

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
空知総合振興局(32)	(略)、北空知衛生センター組合_____ ____、南空知葬斎組合(略)	空知総合振興局(33)	(略)、北空知衛生センター組合、北空知葬斎 組合、南空知葬斎組合(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
日高振興局(15)	(略)、日高中部衛生施設組合_____ ____、日高中部広域連合(略)	日高振興局(16)	(略)、日高中部衛生施設組合、日高地区交通 災害共済組合、日高中部広域連合(略)
十勝総合振興局(23)	(略)、北十勝2町環境衛生処理組合_____ ____、南十勝複合事務組合(略)	十勝総合振興局(24)	(略)、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三 町行政事務組合、南十勝複合事務組合(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7(略)	(略)	1～7(略)	(略)
8(略)	(略)	8(略)	(略)
9 地方公務員災害補償 法(昭和42年法律第1 21号)第69条の規定 に基づく非常勤の職員 の公務上の災害又は通 勤による災害に対する 補償に関する事務	(略)、北空知衛生センター組合_____ ____、南空知葬斎組合(略)、日高中部衛生施 設組合_____ ____、日高中部 広域連合(略)、北十勝2町環境衛生処理組合_ ____、南十勝複合事務組合 (略)	9 地方公務員災害補償 法(昭和42年法律第1 21号)第69条の規定 に基づく非常勤の職員 の公務上の災害又は通 勤による災害に対する 補償に関する事務	(略)、北空知衛生センター組合、北空知葬斎 組合、南空知葬斎組合(略)、日高中部衛生施 設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部 広域連合(略)、北十勝2町環境衛生処理組合、 池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合 (略)
10(略)	(略)	10(略)	(略)

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>別表第1 (略) 大雪清掃組合</p> <hr/> <p>釧路東部消防組合 (略) 西空知広域水道企業団</p> <hr/> <p>北空知衛生施設組合 (略) 十勝圏複合事務組合</p> <hr/> <p>紋別地区消防組合 (略) 北空知衛生センター組合</p> <hr/> <p>南宗谷衛生施設組合 (略)</p>	<p>別表第1 (略) 大雪清掃組合 <u>池北三町行政事務組合</u> 釧路東部消防組合 (略) 西空知広域水道企業団 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 北空知衛生施設組合 (略) 十勝圏複合事務組合 <u>十勝環境複合事務組合</u> 紋別地区消防組合 (略) 北空知衛生センター組合 <u>北空知葬斎組合</u> 南宗谷衛生施設組合 (略)</p>

北海道市町村職員退職手当組合同規新旧対照表

改正案		現行	
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合		別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
空知管内	(略)、砂川地区保健衛生組合_____、月新水道企業団、(略)	空知管内	(略)、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
日高管内	日高東部衛生組合_____、日高東部消防組合、(略)	日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、(略)
十勝管内	南十勝複合事務組合_____、北十勝2町環境衛生処理組合、(略)	十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



皆 見 亨 氏 略 歴

本 籍

住 所

氏 名 みな 皆 み 見 とおる 亨

生年月日 昭和35年6月27日生（58才）

学 歴 昭和56年 3月 北海道自動車短期大学自動車工学部卒業

公務員歴 昭和57年 4月 虻田町役場奉職  
平成25年 4月 洞爺湖町総務部健康福祉課参事  
平成26年 4月 // // 健康福祉課長  
平成30年 4月 // 総務部次長